

12月6日からコンピュータ化

戸籍の証明書の書き方があり〼

「広報いわむろ」7月号で皆さんにお知らせしたとおり、岩室村では戸籍事務のコンピュータ化を進めています。

コンピュータを使った戸籍事務は12月6日から実施されます。

なお、今回コンピュータ化の対象となるのは、本籍地が岩室村にある人の戸籍です。岩室村に住民登録をしていても、本籍地が岩室村にない人の戸籍は対象となりません。

①戸籍の作成がより早く、正確になります。

●戸籍の届出から証明書(全部事項証明書等)の発行までの日数が短縮されます。

②証明書の様式・名称が変わります。

●様式はB4版の縦書きからA4版の横書きに変わります。

●記載内容も項目別となり、見やすく、分かりやすくなります。

●証明書の用紙はコピーによる偽造を防ぐため、特殊な用紙を使用します。

●証明する村長印は朱肉によるものから、電子公印(黒色)に変わります。

(従来の除籍謄本などについては、今までどおり朱肉の公印を使用します)

●戸籍証明書の名称は「戸籍謄本」→「全部事項証明書」、「戸籍抄本」→「個人事項証明書」となります。

なお、交付手数料は今までどおり1通450円です。



コンピュータ後の戸籍証明書

名簿申請用	
本籍地	新潟県西蒲原郡岩室村大字西中860番地
氏名	岩守 太郎
登録事項	戸籍改訂
【改製日】	平成16年12月4日
【登録年】	平成6年改修合第61号別第25項第1項による改修
記録に記録されている者	
【名】	太郎
【出生日】	昭和51年6月14日
【性】	男
【配偶者区分】	夫
【配偶者氏名】	花子
【配偶者登録】	新潟県西蒲原郡岩室村大字西中860番地
【登録日】	昭和51年6月25日
【登録人】	父
身分事項	出生
【出生日】	昭和51年6月14日
【登録地】	新潟県西蒲原郡岩室村
【登録日】	昭和51年6月25日
【登録人】	父
記録に記録されている者	
【名】	花子
【出生日】	昭和51年10月21日
【性】	女
【配偶者区分】	妻
【配偶者氏名】	和田信子
【配偶者登録】	新潟県西蒲原郡岩室村大字西中860番地
【登録日】	昭和51年10月21日
【登録人】	母
身分事項	出生
【出生日】	昭和51年10月21日
【登録地】	新潟県西蒲原郡岩室村
【登録日】	昭和51年11月1日
【登録人】	母
記録に記録されている者	
【名】	和田 信子
【出生日】	平成14年5月1日
【性】	女
【配偶者区分】	夫
【配偶者氏名】	岩守 太郎
【配偶者登録】	新潟県西蒲原郡岩室村大字西中860番地
【登録日】	平成14年5月1日
【登録人】	夫

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成16年12月6日

新潟県西蒲原郡岩室村長

坂爪 惣一郎

③氏名に使われる文字は正しい字体になります。

現在の戸籍に、漢和辞典などにない文字や誤った文字で記載されている人には、今月1日に告知書をお届けしますので、内容をご確認ください。なお、これは「戸籍の表記上の取り扱い」であり、氏名が変更されるものではありません。また、印鑑登録などの変更も必要ありません。

④一部の本籍地の表示が変わります。

本籍地の枝番号にある「の」の表示が省略されます。

(例) 125番地の1→125番1

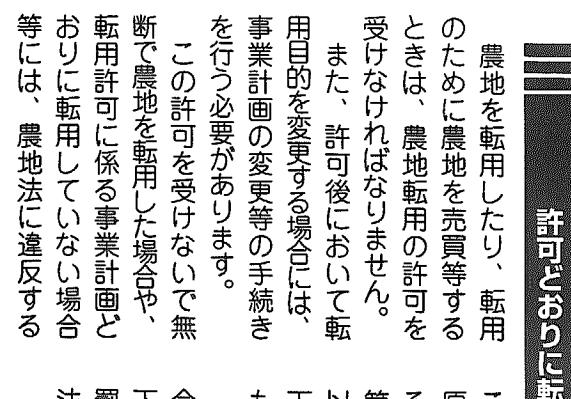
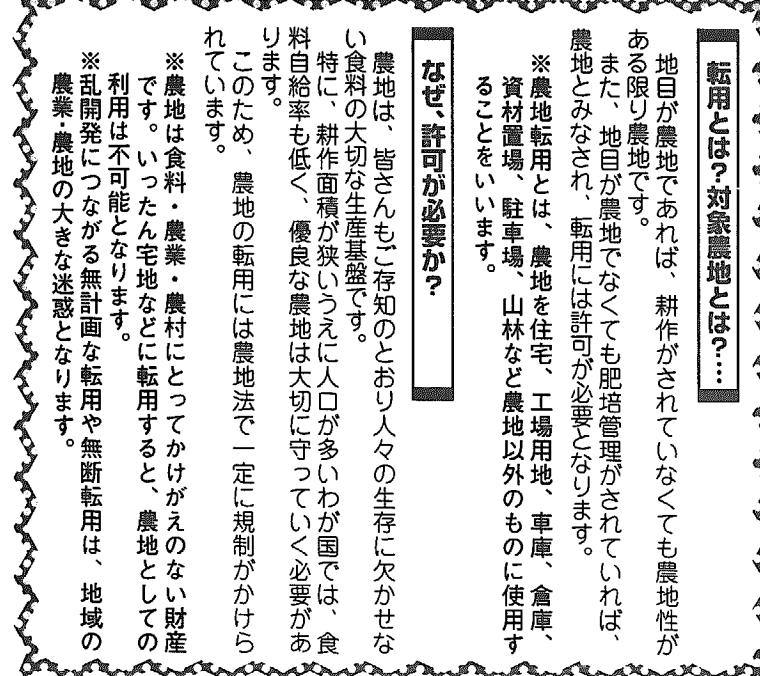
現在の戸籍はどうなるの?

12月6日以降もコンピュータ化前の戸籍は「平成改製原戸籍」として100年間保存されます。コンピュータ化後の戸籍には、従来の戸籍に記載されていた離婚など一部事項や婚姻や死亡などにより既に除籍されている人に関する事項が記載されない場合があります。

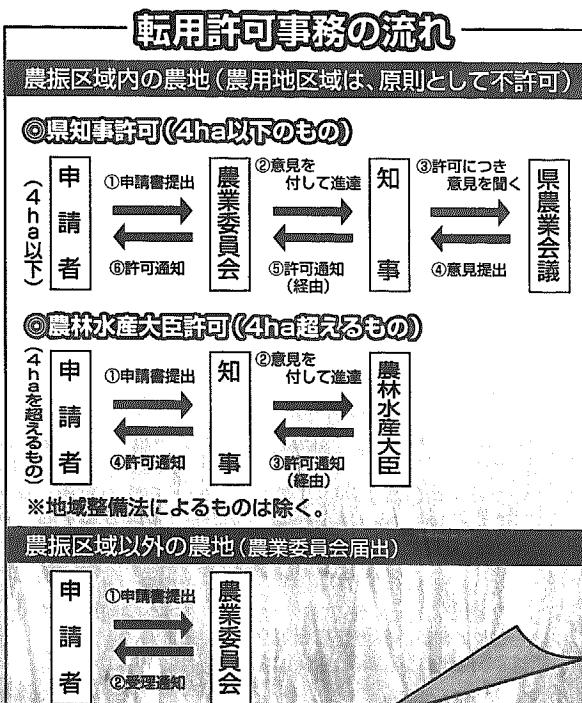
これらの事項が必要なときは「平成改製原戸籍」の交付申請の手続きが必要になります。

お問い合わせ

岩室村住民課 住民係 ☎ 82-5713



許可を受けずに転用したり、
許可どおりに転用しなかつたら



令に違反した者は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金となっています(農地法第93条)。

- 日本人の食べ物は、こんなに外国に頼っています。日本の食料自給率は40%
- 日本人の食べ物のために日本の農地の2.5倍もの外国の農地が使われています。

世界の農地の面積はあまり増えていませんのに、世界の人口はまだ増えています。1年間に、地球の砂漠化は500万ha以上です(1分間に9.5ha)。理由としては過度の放牧、森林の伐採、塩類集積などがあげられます。